

新庄公共職業安定所の天井ボード落下事故 に関する保全状況の確認について

- 東北地方整備局では、官庁施設の施設管理者に対して、施設管理者が行っている保全（維持管理の状況や法定点検の実施状況）について、技術的な観点からの助言や指導を行っています。
- 平成25年10月10日に、新庄公共職業安定所（新庄合同庁舎内）で発生した天井ボードの落下事故を受け、施設管理者である新庄公共職業安定所が行っている保全の状況について、本日11日に現地において確認を行います。
- 今後の対応については、確認結果を踏まえて、施設管理者に保全指導を行ってまいります。

<参考>

1. 施設概要（新庄合同庁舎）

- ・山形県新庄市東谷池田町6-4
- ・鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階
- ・昭和60年10月 建築（築後28年）
- ・新庄公共職業安定所は、1・2階に入居

2. 官公庁施設の建設等に関する法律

第12条 各省各庁の長は、その所管に属する建築物で（中略）敷地及び構造について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第13条第3項 国土交通大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の適正を図るため、必要があると認めるときは、部下の職員をして、実地について指導させることができる。

<発表記者会>

- ・宮城県政記者会
- ・山形県政記者クラブ
- ・東北電力記者会
- ・東北専門記者会

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 営繕部 計画課

TEL：022-225-2171（代表）

FAX：022-262-0217

計画課長 高橋 光明（内線5151）

計画課 補佐 湊 裕文（内線5153）